

市民税・県民税、所得税申告のお知らせ

●問合先 市役所税務課 市民税G 内線 205 ～ 207

平成 25 年分の市民税・県民税、所得税の申告時期になりました。受付日時や必要書類を確認し、期限までに申告をしましょう。期間中は窓口が大変混雑しますので、郵送による提出やインターネットを利用した申告がお勧めです。

市民税・県民税申告、所得税申告受付

市民税・県民税申告	日時	2 月 3 日(月)～ 12 日(水) 8:30 ～ 17:15
	場所	市役所 税務課
市民税・県民税申告、 所得税還付申告	日時	2 月 13 日(木)～ 14 日(金) 9:00 ～ 11:00 / 13:30 ～ 15:00
	場所	市役所 大会議室
市民税・県民税申告、 所得税確定（還付） 申告	日時	2 月 17 日(月)～ 3 月 17 日(月) 9:00 ～ 11:00 / 13:30 ～ 15:00 ※土・日曜日を除く（2 月 23 日(日)と 3 月 2 日(日)は午前の部のみ実施）
	場所	市役所 大会議室

申告が必要となる主な制度

期限までに申告をしないと、以下のような各種制度やサービスにおいて、適用が受けられなかったり、正しい判定ができない場合があります。該当する方は、収入がない場合でも必ず申告をしてください。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の賦課決定
高額療養費や各種医療証の負担区分判定
国民年金保険料の免除申請や継続審査
介護保険に係る各種サービスや助成金の判定
家族介護支援事業（紙おむつ支給）や地域自立生活支援事業の認定
臨時福祉給付金
一人暮らし高齢者等の生活支援事業の認定
保育所保育料の算定や幼稚園就園奨励費等の補助金の判定
児童手当・児童扶養手当の判定
特別児童扶養手当・特別障がい者手当等の所得判定
就学支援の算定
市営住宅家賃の算定・入居の申し込み など

市役所で受け付けできない申告

次の所得や控除を申告する方は市役所では受け付けできません。税務署での申告をお願いします。

平成 26 年 1 月 1 日現在、守谷市に住民登録がない方の申告
必要書類（源泉徴収票がない等）がそろっていない方の申告
収支内訳書のできていない営業・農業・不動産等の申告
平成 25 年分以外の過年度申告
亡くなられた方の申告
土地建物・株式等の譲渡所得（分離課税の申告）
国外に居住している親族を扶養にする申告
事業用資産の雑損控除／損益通算や繰越控除／配当所得
初年度の住宅借入金等特別控除（平成 25 年入居の方）
住宅耐震改修特別控除／住宅特定改修特別税額控除／認定長期優良住宅新築等特別税額控除
青色申告／消費税、贈与税、相続税の申告